



施設使用料

通常期に冷暖房をご利用いただく場合は別途料金が発生します。()内料金参照

単位:円/1時間(消費税込み)

区 分	通常期 (4月~6月、10月、11月)			冷暖房期 (7月~9月、12月~3月)		
	入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合
	一般(町内)	一般(町外)企業		一般(町内)	一般(町外)企業	
さくらホール(全体)	5,000 (2,500)	7,500 (3,750)	10,000 (5,000)	7,500	11,250	15,000
さくらホール(舞台のみ)	1,000 (500)	1,500 (750)	2,000 (1,000)	1,500	2,250	3,000
リハーサル室	500 (250)	750 (370)	1,000 (500)	750	1,120	1,500
楽 屋 A	200 (100)	300 (150)	400 (200)	300	450	600
楽 屋 B	200 (100)	300 (150)	400 (200)	300	450	600
楽 屋 C	300 (150)	450 (220)	600 (300)	450	670	900
多目的ホール(全体)	1,500 (750)	2,250 (1,120)	3,000 (1,500)	2,250	3,370	4,500
多目的ホール(1/2使用)	700 (350)	1,050 (520)	1,400 (700)	1,050	1,570	2,100
研修室 1	250 (120)	370 (180)	500 (250)	370	550	750
研修室 2	200 (100)	300 (150)	400 (200)	300	450	600
研修室 3	200 (100)	300 (150)	400 (200)	300	450	600
研修室 4	300 (150)	450 (220)	600 (300)	450	670	900
会議室 1	200 (100)	300 (150)	400 (200)	300	450	600
会議室 2	300 (150)	450 (220)	600 (300)	450	670	900
和 室 1	300 (150)	450 (220)	600 (300)	450	670	900
和 室 1 (1/2使用)	150 (70)	220 (110)	300 (150)	220	330	450
和 室 2	150 (70)	220 (110)	300 (150)	220	330	450
茶 室 <small>(※茶室を使用される場合 和室2もお借りください)</small>	100 (50)	150 (70)	200 (100)	150	220	300
音楽室	500 (250)	750 (370)	1,000 (500)	750	1,120	1,500
調理室	600 (300)	900 (450)	1,200 (600)	900	1,350	1,800
クラフトルーム	400 (200)	600 (300)	800 (400)	600	900	1,200
マルチメディアルーム	250 (120)	370 (180)	500 (250)	370	550	750
展示ホール(1日の使用料) ※1	2,000 (1,000)	3,000 (1,500)	4,000 (2,000)	3,000	4,500	6,000

テニスコート1面につき

町 内	200
町 外	300

※1 さくらホールや多目的ホールの利用状況により、展示ホールをご利用頂けない場合がございます。

- 冷暖房期とは、次のとおりとする。
 - 冷房期 7月1日から9月30日まで
 - 暖房期 12月1日から翌年の3月31日まで
- 一般(町内)とは、次のとおりとする。

申請者が町内居住者で、全入場者等に占める町内居住者の割合が半数以上
※ご利用内容によっては、上記の限りとしなない場合がある。
- 町外とは、次のとおりとする。
 - 申請者が町外居住者
 - 申請者が町内居住者で、全入場者等に占める町内居住者の割合が半数未満
- 企業とは、営利を目的とする事業所等をいう。
- 入場料を徴収する場合とは、入場料、会費、寄付金、賛助料等名目のいかなを問わず
直接、間接に入場の対価として入場料に類する金銭を徴収して使用する場合をいう。
- 使用時間が1時間に満たない場合でも、1時間とみなす。
- 使用時間は準備及び後片付けに要する時間も含むものとする。
- 附帯設備及びこの表に掲げていない施設の使用料の額は、規則で定める。